

○引き続き検討が必要であるもの

| 項 目 等                                 | 備 考   |
|---------------------------------------|---|
| <b>1. 他法令との関係について整理が必要なもの</b>         |   |
| コンタクトレンズの医療機関内での販売                    | 医療法との関係を含め、医療機関が行うことが適当かどうか慎重な検討が必要なため                      |
| 医療用栄養食品の医療機関での販売                      | 医療法との関係を含め、医療機関が行うことが適当かどうか慎重な検討が必要なため                      |
| 肥満・糖尿病治療に併用して使用する合成甘味料・ダイエット食品の販売     | 医療法との関係を含め、医療機関が行うことが適当かどうか慎重な検討が必要なため                      |
| 鉄アレイなどの運動用具の販売                        | 医療法との関係を含め、医療機関が行うことが適当かどうか慎重な検討が必要なため                      |
| 患者の移送費（単なる送迎・帰宅の場合）                   | 旅客運送等に係る法制との関係を含め検討が必要なため                                   |
| <b>2. 療養の給付として整理するべきか否か今後検討が必要なもの</b> |   |
| セカンド・オピニオンによる相談                       | 保険給付による対応との関係を含め検討  |
| 禁煙指導                                  | 保険給付による対応との関係を含め検討  |
| 下肢静脈瘤の治療に対する弾性ストッキングや弾性包帯の給付          | 保険給付による対応との関係を含め検討  |
| 臨床心理士による相談                            | 保険給付による対応との関係を含め検討  |
| 患者、家族からの求めによる24時間体制の看護、介護に係るサービス      | 患者が保険外負担として多額の差額を求められていた付添看護の廃止前の状況に戻ることが危惧されることから、慎重な検討が必要 |
| <b>3. その他</b>                         |   |
| 退院時における医療ソーシャルワーカーによる療養の給付とは関係のない相談   | ソーシャルワーカーの具体的な業務により対応が決まるものと考えられるため、引き続き検討が必要               |
| 聴覚障害者のための手話・通訳                        | 聴覚障害者のための手話については、補助事業が設けられており、このような公的な施策との関係について整理が必要       |
| 松葉杖の貸与料                               | 療養費との関係を含め、引き続き検討が必要  |
| 外来診療での特別診察室の使用料                       | 具体的な特別診察室の内容により対応が決まるものと考えられるため、引き続き検討が必要                   |